

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう 石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)の ほうしんしょ あん 方針書の案について

(はじめに)

じょうれい あん かんせい ちか
条例の案が完成に近づき、これから「方針書」について話し合うこ
とになります。「方針書」は来年の3月に開催される石狩市議会で、
じょうれい かけつ き あと しみん みな こうひょう
条例が可決された(決まった)後に市民の皆さんに公表されるもの
となります。

じょうれい き あと ほうしんしょ こうひょう
そこで、条例が決まった後に、すぐに「方針書」も公表できるよう、
こんかい けんとういいんかい じむきょく かんが ほうしんしょ あん
今回の検討委員会から、事務局で考えました「方針書の案」について
みな ないよう かくにん おも
皆さんに内容の確認をしていただきたいと思います。

ほうしんしょ ないよう いいん みな いけん だ あ
また、方針書の内容というのは、委員の皆さんで意見を出し合って
き したく すいしんほうしん し ぐたいてき おこな
決めた「施策の推進方針」を、市が具体的にどのように行っていくの
かが書かれているものとなり、その「具体的にやっていくこと」とい
うのは、委員の皆さんからいただいた意見を参考にしてつくっており
ます。

かいぎ かいすう のこ すく めーる かくにん
会議の回数も残り少なくなってきましたが、メールなどで確認して
ほうほう ふく かんが おも ねが
いく方法も含めて考えていければと思いますので、よろしくお願
いいたします。

ほうしんしょ あん はい まえ ほうしんしょ
まずは「方針書の案」に入る前に、これからどのように方針書の
ないよう かくにん なが つぎ ページ せつめい
内容を確認していくのか、その流れについて次のページから説明を
したいと思っております。

（「**方針書**」の内容を確認していく流れについて（案））

れいわ ねん がつ にち ほんじつ けんとういんかい
令和5年10月6日【**本日の検討委員会**】

ほうしんしょ あん かいめ かくにん おこな
「**方針書の案**」について、**1回目**の確認を行います。

れいわ ねん がつ にち だい かいけんとういんかい
令和5年11月10日【**第5回検討委員会**】

ほうしんしょ あん かいめ かくにん おこな
「**方針書の案**」について、**2回目**の確認を行う予定です。

つぎ けんとういんかい きかん あいだ めーる
次の検討委員会まで期間がありますので、この間に、メールなどで皆さんと確認をしていきたいと思いをします。

れいわ ねん がつげじゅん だい かいけんとういんかい
令和6年1月下旬【**第6回検討委員会**】

ほうしんしょ あん かいめ さいご かくにん おこな
「**方針書の案**」について、**3回目（最後）**の確認を行い、すべての内容の確認を終わらせる予定です。

れいわ ねん がつげじゅん
令和6年3月下旬

いしかりしぎかい じょうれいあん ていしゅつ
石狩市議会に**条例案**が提出されます。

じょうれい かけつ き ばあい
条例が可決した（決まった）場合

ほうしんしょ ないよう じむきょく かくてい らいわ ねん がつ にち じょうれい
「**方針書**」の内容を事務局で確定し、令和6年4月1日から**条例**
と一緒、市が**条例**を推進していくための**基本的な指針**
(**目標**)として、スタートする予定です。